

ゴラン高原国際平和協力業務実施計画の変更等について

平成22年1月
内閣府
外務省
防衛省

1. 期間の延長等

- (1) 我が国は、平成8年2月から自衛隊の部隊等をゴラン高原に派遣し、国連兵力引き離し監視隊（UNDOF）において輸送等の業務を実施しており、UNDOFの活動期間が延長されることに合わせて、業務を実施する期間を延長してきている。
- (2) 昨年12月16日に採択された国連安保理決議1899号によって、UNDOFの活動期間が平成22年6月30日まで6か月延長されたことから、実施計画上の業務を行うべき期間及び設置等政令上の国際平和協力隊の設置期間を、6か月延長（現行：平成22年3月31日まで→変更後：平成22年9月30日まで）する。

2. 国会への報告

上記1の変更に伴い、変更後の実施計画の内容及び実施の状況を国会へ報告する。

3. 日程（案）

平成21年12月16日（水）国連安保理決議採択

平成22年 1月29日（金）閣議、国会報告（予定）